

2022 年第 41 回北海道ジュニアヨット大会
(オープンスキフ級北海道選手権)

兼 ALL 北海道レガッタ

兼 島田重司氏追悼大会

帆走指示書 (SI)

[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは、RRS 60.1(a)を変更している。

1 規則

1.1 本大会には『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。

1.2 ジュニアクラス中オープンスキフ級において以下の変更をする。

RRS44.1 の最初の文を次の様に置き換える。

「レース中のインシデントにおいて、第 2 章の一つ以上の規則（損傷または傷害を起こした場合の RRS14 を除く）、または RRS31 もしくは RRS42 に違反したかもしれない艇は、RRS44. 2 に従って 1 回転ペナルティーを履行することができる。」

1.3 RRS 付則 P および付則 T を適用する。

2 帆走指示書の変更

2.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 09:00 までに公式掲示板に掲示される。

ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 20:00 までに掲示される。

3 選手とのコミュニケーション

3.1 競技者への通告は、大会オープンチャットに設置された公式掲示板に掲示される。



<https://onl.bz/1NykqKq>

※ プロフィール名は艇長「該当クラス+氏名」

例：「ジュニアクラス 田口」

※ 乗員（クルー）、支援者、その他は「所属+氏名」

例：「北海道大学 田口」

3.2 大会陸上本部は、祝津ヨットハウス 2 階に設けられる。

3.3 レース委員会は、水上ではデジタル簡易無線機で競技者をモニターし交信を行う。

3.4 [DP] レース中、緊急の場合を除き艇は音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

4 行動規範

4.1 [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

5 陸上で発せられる信号

5.1 陸上で発せられる信号は、祝津ヨットハウス 2 階に設置されたポールに掲揚される。

5.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を「45分」以降と置き換える。

5.3 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗が掲揚された後「45分」以降に発せられる」ことを意味する。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみ適用する。

[DP] [NP]艇はこの信号が発せられるまで離岸してはならない。

6 レース日程

6.1 レース日程、各日のレース数と最初のレースの予告信号予定時刻は以下のとおりとする。

日付	レース数	最初の予告信号予定時刻		
		ダブルハンド クラス	シングルハンド クラス	ジュニアクラス
7月30日 (土)	各クラス 3レース	13:30	13:35	13:40
7月31日 (日)	各クラス 3レース	10:30	10:35	10:40

6.2 7月30日(土)は16:00、7月31日(日)は13:00、以降の予告信号は発しない。

6.3 どのクラスも2レース以上予定より前倒しにならない場合に限り、1日につき1つの追加レースを行うことがあり、その変更は、SI 2.1に従って行われる。

7 クラス旗

7.1 各クラス旗は、以下のとおりとする。

クラス	クラス旗	旗
ジュニアクラス	オープンスキフ旗	白地にオープンスキフ級の紀章
シングルハンドクラス	レーザー旗	白地にレーザー級の紀章
ダブルハンドクラス	470旗	白地に470級の紀章

8 レース・エリア

8.1 レース・エリアは、祝津ヨットハーバー沖にて行う。

9 コース

9.1 「添付図1」の見取り図は、シングルハンドクラス、ダブルハンドクラスにおけるコースのレグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを示す。

ジュニアクラスのコースはレース当日の艇長会議にて示す。

9.2 予告信号以前にレース委員会の信号船に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9.3 ジュニアクラスにおいてコースを短縮、変更することはない。これはRRS 32を変更している。

10 マーク

10.1 マーク 1、4(4s、4p)は、オレンジ色の三角形ブイ、1-a はオレンジ色ブイとする。

10.2 SI 12に規定される新しいマークは、黄色またはピンクの円筒形ブイである。

10.3 スタート・マークは、スターボードのある端にあるレース委員会の信号船と、以下のいずれかである。

(a) ポートの端にあるオレンジ色のブイ

(b) ポートの端にある、オレンジ色旗を掲揚したレース委員会船

10.4 フィニッシュ・マークは、ポートの端にある青色旗を掲揚しているレース委員会船と、以下のいずれかである。

(a) スターボードの端にあるオレンジ色のブイ

(b) スターボードの端にある、青色旗を掲揚したレース委員会船

11 スタート

11.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、以下のいずれかの間とする。

(a) ポートの端にある、スタート・マークであるオレンジ色のブイ

(b) ポートの端にある、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポール

11.2 [DP][NP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。

11.3 スタート信号後、4分以内にスタートしない艇は、審問なしに「DNS」と記録される。これは付則 A5.1、A5.2 を変更している。

12 コースの次のレグの変更

12.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(または フィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13 フィニッシュ

13.1 フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、以下のいずれかの間とする。

(a) スターボードの端にある、フィニッシュ・マークであるオレンジ色のブイ

(b) スターボードの端にある、フィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚しているポール

14 ペナルティー方式

14.1 [SP]はレース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反に関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは RRS63.1 および付則 A5、A10 を変更している。レース委員会は、この標準ペナルティーが適切ではないと考えた場合、艇を抗議することもできる。標準ペナルティーが課された場

合、その艇のその規則違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS60.1(a) を変更している。

- 14.2 [SP]または[DP]の記された規則、クラス規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。
- 14.3 付則 T1 に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは付則 A10 を変更している。
- 14.4 RRS44.1、44.2 に基づきペナルティを履行した艇は、「抗議締切時刻前」に陸上本部の所定用紙に記入し、提出しなければならない。
- 14.5 ジュニアクラスについては、RRS 44.1 を変更し、『2回転ペナルティー』を『1回転ペナルティー』に置き換える。
- 14.6 シングルハンドクラス、およびダブルハンドクラスにおいて付則 P が適用される。
- 14.7 ジュニアクラスにおいて付則 P が『2回転ペナルティー』を『1回転ペナルティー』に置き換えて適用される。

15 タイム・リミットとターゲット・タイム

- 15.1 マーク1のタイム・リミット、レース・タイム・リミット (RRS 35 参照) およびフィニッシュ・ウィンドウを下表に示す。

クラス	マーク1の タイム・ リミット	レース・ タイム・ リミット	フィニッシュ・ ウィンドウ	ターゲット・ タイム
ジュニア クラス	15分	40分	10分	20分
シングル ハンドクラ ス	15分	60分	10分	35分
ダブルハン ドクラス	15分	60分	10分	30分

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。
- 15.3 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。

フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、

審問なしにタイム・リミット超過 (TLE) と記録される。TLE となった艇には、フィニッシュ・ウィンドウ内でフィニッシュした最後の艇に記録された得点に、1 を加えた順位に対する得点が記録されなければならない。これは、RRS 35、A 5.1、A 5.2、A 10 を変更している。

- 15.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。

16 審問要求

- 16.1 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻は、そのクラスのその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。

- 16.2 審問要求の様式は、祝津ヨットハウス 2 階にあるレース・オフィスで入手できる。

- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問は、祝津ヨットハウス 2 階にあるプロテスト・ルームにて始められる。

- 16.4 付則 P に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。

17 得点

- 17.1 シリーズの成立には、1 レースを完了することが必要である。

- 17.2 艇の得点は、完了したレースが 4 レース以下の場合には全レースの合計得点とし、5 レース以上完了した場合は最も悪い得点の 1 レースを除外したレース得点の合計とする。これは RRS 付則 A2.1 を変更している。

- 17.3 シングルハンドクラス、ダブルハンドクラスの順位決定において道東ヤードスティックナンバーを用いフィニッシュタイムの調整を行い順位を決定する。

18 安全規定

- 18.1 [SP] 出艇申告と帰着申告は祝津ヨットハウス 1 階の受付にて行い、以下のとおりとする。

(1) 出艇しようとする艇の代表者は、7 月 30 日 (土) は 11 : 00 より、7 月 31 日 (日) は 08 : 00 より「出艇申告」をしなければならない。

(2) 帰着した艇の代表者 (レース委員会が正当な理由があると認めた場合はその代理人) は、「帰着申告」をしなければならない。その日の最終レー

ス終了後の帰着申告は、その日の当該クラスの抗議締切時刻までに完了させなければならない。

(3)帰着申告後に再出艇する場合（「AP/H 旗」「N/H 旗」またはリタイアによる帰着後の再出艇）は、随時出艇の申告を受付ける。出艇申告をせずに再出艇をすることは認められない。

(1)～(3)の違反に対するペナルティーは、対象となるレースすべてに対して課せられる。

- 18.2 [DP] レースからリタイアする艇は、最初の妥当な機会にレース委員会に伝えなければならない。艇は、陸上に戻ったら直ちに、祝津ヨットハウス2階のレースオフィスにおいてリタイア申告をしなければならない。

19 乗員の交代と装備の交換

- 19.1 [DP] 競技者の交代は、随時行ってよい。

- 19.2 [DP] 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の書面による承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会（ただしレースの後でも可）に、その委員会に行わなければならない。

20 装備と計測のチェック

- 20.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。

- 20.2 [DP] 水上でレース委員会に指示された場合、艇は検査のために指定されたエリアに向かわなければならない。

21 運営船

- 21.1 運営船は、以下のように識別される。

運営艇	標識旗
レース委員会	白地に黒字で RC と記された旗
プロテスト委員会	白地に黒字で JURY と記された旗

22 ごみの処分

- 22.1 ごみは、大会運営、または支援者艇に渡してもよい。

23 リスク・ステートメント

- 23.1 RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリ

スクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

24 [DP] [NP]新型コロナウイルス等感染予防対策

24.1 選手は厚生労働省が公表する「新しい生活様式」を遵守すること。

24.2 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

- 1) 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 2) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

24.3 マスクを持参し、陸上ではマスクを着用すること。

24.5 こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施すること。

24.6 他の参加者、主催者、スタッフ等との距離を確保すること（できるだけ 2 m以上／障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。

24.7 大会開催中は大きな声での会話、応援等をしないこと。

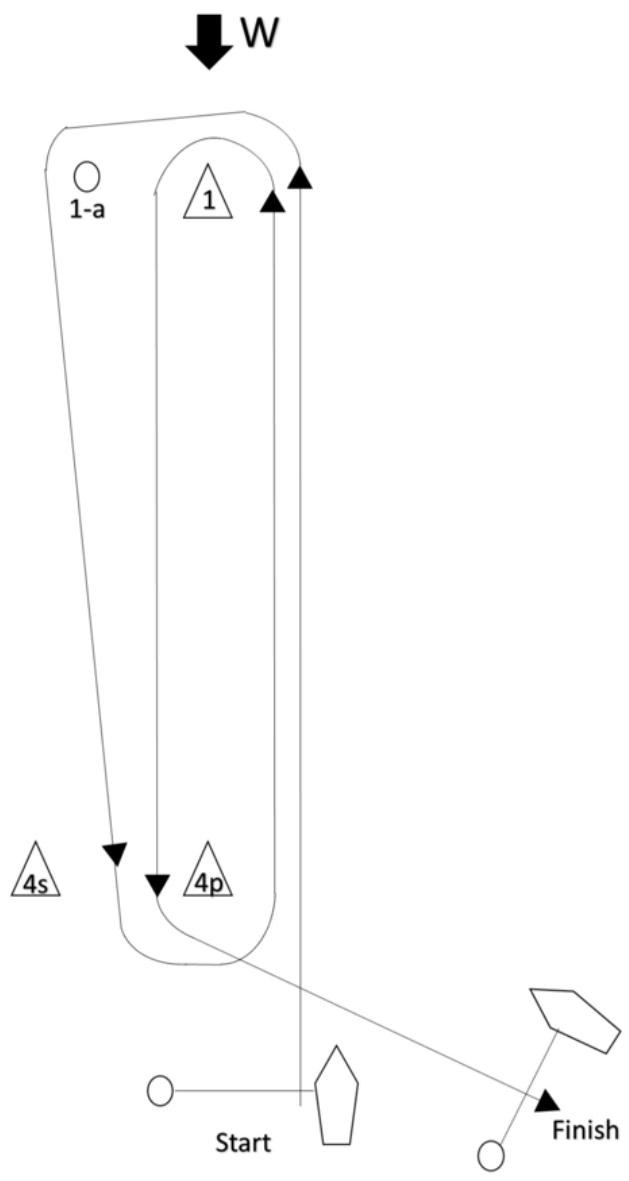
24.8 感染拡大防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守し、主催者の指示に従うこと。

24.9 大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

25 保険

25.1 [NP]各参加艇は、有効な第三者賠償責任保険に加入しなければならない。

添付図 1



Start → 1 → 1-a → 4s/4p → 1 → 4p → Finish